

「憲法記念日に思う」

齊藤小百合（恵泉女学園大学教授）

まもなく 77 周年となる憲法記念日を迎えます。この間、日本国憲法の理念は、わたしたちの生活の中に活かされるようになってきました。わたしたちは、大日本帝国憲法が支配していた時代とは異なる生き方をしているはずです。それは、市民がきちんと「見張っていて」、憲法と齟齬がある法制度や運用に異を唱えてきたからこそでした。しかし、このところどうでしょうか。21 世紀に入り、教育基本法の「改正」、旧民主党政権による政権交代が実現して、政治は有権者によって動かせるという経験をしたものの、2012 年 12 月からは「一強」安倍政権によって、特定秘密保護法、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制等、憲法上問題のある法制度が導入され、野党議員が憲法 53 条に基づく国会召集を要求しても応じなかったり、それまで積み重ねられた慣行を無視し、「私物化」と指摘されるような人事権の行使をするといった憲法をないがしろにする内閣の姿勢が続いてきました。

いま、「平和国家」を掲げながら、「敵」を作り出して、その「基地を攻撃する」こともできるようにしたり（政府の言うところの「反撃能力」）、基地を拡充するために地方自治体の首長から権限を奪って地方自治を破壊したり、殺傷能力のある武器までも輸出できるようにすることを閣議決定するということまで来てしまいました。日本製戦闘機が外国の戦争に使用されて、女性や子どもを含む多くの人々が殺されても、日本は国際社会から平和国家だと信頼されるのでしょうか。さらに、国際司法裁判所（ICJ）からパレスチナ自治区ガザでの「ジェノサイド」（大量虐殺）阻止の暫定措置を命じられているイスラエルから攻撃用ドローンを導入することが検討されているといえます。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和的生存権を明記した憲法の前文との整合性をどう考えたらいいのでしょうか。全世界の人びとの平和的生存権とつながっているわたしたちは、ガザ地区で起こっていることを見ないふりすることはできません。

見通しは明るくありません。それでも、まだわたしたちは日本国憲法を手放してしまってはいません。日本国憲法という「未完のプロジェクト

ト」、つまり、憲法の理念を活かし、社会に、わたしたちの生活に根付かせていく、絶え間なく続く営みにはまだまだ希望があります。昨年出された最高裁判所の判決の中で、ある裁判官の意見に感銘を受けました。これはトランスジェンダーの原告が性別の取扱いの変更を申立てた事件で、戸籍上の性別変更のための要件を争った事例ですが、多数意見は特例法上の要件の一つについて憲法 13 条が保障する人格権（意に反して身体への侵襲を受けない自由）を侵害すると判断したものの、他の要件の審理は尽くされていないということで高等裁判所に差戻すという判断を示したのですが、この裁判官はもっと原告の主張に適った判断をすべきだという意見なのです。なぜそう考えるのか。この裁判官は、問題となっている規定が合憲とされる社会と、違憲とされる社会とで、「どちらが憲法が体现している諸理念に照らして、より善い社会であるといえるか」という問いを立てます。そのうえで、この規定を合憲として許容する社会というのは、我慢を強いられる少数者の権利・自由の抑圧という犠牲の上に成り立つものではないか、少数派を黙らせておくことで「静謐」が保たれるかもしれないが、憲法の理念を生かす「より善い社会」とは、むしろ「喧^{かまびす}しい社会」ではないか、と問題提起しているのです。わたしは、この「喧しい社会」を求めていきたいと思います。小さくても声をあげられるような。